

週刊センターニュース No.80



第80号(2005年10月11日)毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

公開授業 + 授業検討会のご案内

主催: 大学教育開発・支援センター

テーマ: 「ゼミにおける<アイスブレイカース>の試み」

日時および場所: 10月14日(金) 16:40~18:20 総合教育棟 C6 講義室

公開授業: 16:40~17:40 授業検討会: 17:50~18:20

(16:40より前に来られた方は教室前でお待ちください。)

公開される授業: 「ゼミ/漢文史料読解 B」 古畑徹(文学部教授)

古畑教員による趣旨説明:

私はここ2年ほど、教養のゼミにおいて、本格的なゼミの授業に入る前に、学生間の緊張を解きお互いが親しくなれるようにすることを目的として、<他己紹介>という方法を実施してきました。これは学生を二人組にして、時間を切って交互にインタビュアーとインタビューを受ける人になり、質問してそれぞれの人となりを探り、そのインタビューをもとに相方の紹介すべき点を整理して、全体に向けて「相方の紹介」を行うものです。これはやってみると結構その場が盛り上がり、友人関係を作るのにそれなりに成果をあげてきたと思っていますが、インタビューをした当人同士以上への広がりはやや小さかったように思われます。

そこで今回は、「FIND SOMEONE WHO...」というゲームを自分なりにアレンジしてやってみることにしました。このゲームの基本は、一人が質問者になって質問をし(たとえば「ペットを飼っていますか」)それに該当する人がいない場合は次に別の質問をします。該当者がいた場合は、その人の名前を質問の後に書きだし、その質問者の役割は終わって、次の質問者と交代していきます。こうしてそれぞれの名前とその人がどんな人かを見つけ出してわかっていくというゲームで、お互いが知り合って話をするきっかけがこれによって生み出されるわけです。このようなタイプのゲームは、アメリカで「ice-breakers」とよばれているもので、少人数のゼミなどで学習共同体を形成しようとするときに効果があるものとされています。

とはいえ、私にとっては初めての試みであり、本で読んだだけの方法をうまくやれるかどうか不安です。そのため、試みてみているいろいろな方のアドバイスを受けようと考え、大学教育開発・支援センターに相談したところ、公開授業にしてみてもどうかというお誘いを受けました。そこで失敗を覚悟の上で、今回、公開授業と授業検討会を行ってもらうことにした次第です。また、公開授業にしたのには、来年度から始まる「初学者ゼミ」においては、まず学生たちの学習共同体を作るのが重要ですので、その方法を考える助けになればという意図も働いています。

当日は、これに加えて自己紹介や名前覚えのゲームも行うつもりであり、また通常の漢文史料読解のゼミも最後の方で実施するつもりでもいます。こうした部分でもアドバイスがいただければ幸いです。

共同学習会のご案内

第90回 日時: 10月13日(木) 16:20~17:50

会場: 金沢大学角間キャンパス総合教育棟2階大会議室

発表者: 堀井 祐介(大学教育開発・支援センター 教育支援システム研究部門)

テーマ: 「高大接続のための大学入試シンポジウム - 高大接続とAO入試 - 」参加報告

趣旨: AO入試とAO入試で入学した学生の追跡調査を研究テーマとして筑波大学で

開催されたシンポジウム参加報告。現在AO入試導入を検討中の金沢大学にとって参考となる研究発表が数多くなされた。

公開講演会「アカデミック・ハラスメントと法律」参加報告

去る9月22日(木)に、双方向遠隔授業システムを用いて、金沢大学ハラスメント防止委員会、富山大学セクシュアル・ハラスメント等対応委員会、北陸先端科学技術大学院大学総務企画部との共催で当センターの第88回共同学習会「- アカデミック・ハラスメント防止のために -」が開催された。講師は、関西学院大学総合政策学部専任講師、NPO アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク(NAAH)理事である吉野太郎氏であった。4会場合わせて100名近くの参加者があり、この問題への関心の高さがうかがわれた。

本稿では、上記共同学習会とは異なる視点でアカデミック・ハラスメント(以下アカハラと略す)に関して9月18日(日)に大阪で開催されたNAAH主催の公開講演会「アカデミック・ハラスメントと法律」について、簡単に報告させていただく。こちらの講師は、第二東京弁護士会所属の弁護士で、いくつかのアカハラ案件を手がけられ、また、弁護士向けにアカハラについての研修も行われている若林実氏であった。若林氏は、まずアカハラを「研究・教育の場における権力を利用(濫用)した嫌がらせ」とであると定義した上で、未だに研究・教育の場においては、「女性が研究していることがおかしい」と考える(ジェンダーバイアス)傾向が強く、「女性」というだけでの差別事例が多く見られると述べられた。この結果、セクハラではないアカハラが多く存在するとのことであった。その後、アカハラ告発の困難性として、研究・教育の場の特殊性(講座制による閉鎖性、権威性、前近代的徒弟制度、教授会による高度の自治性、研究・教育は男性中心社会)を挙げ、一般社会、裁判官にこれらの点を理解してもらう必要があると述べられた。また、実際にアカハラが起こった場合、その解決の方法・手順として、以下の7段階を示された。

- 1 被害者から加害者への申し入れ(あまり聞き入れてはもらえない)
- 2 第三者を入れた話し合い(この段階で解決するのが望ましい)
- 3 アカハラ委員会等の申し立て(このような委員会があるケースは少ない。あってもアカハラを理解していない場合もある。)
(ここまでは学内)
- 4 労政事務所への相談(アカハラの背景、事情への理解はまだ不十分)
- 5 弁護士会人権擁護委員会への人権救済申し立て(担当弁護士が当該大学卒業生だと話が通りにくい)
- 6 NAAHへの申し立て
- 7 訴訟(最後の手段)

続いて、職場での嫌がらせ、いわゆる「職場いじめ」について説明が行われた。「職場いじめ」の本質は人格への攻撃であって、プライドや生き甲斐を積極的に侵害しており、現代民主主義社会では「やってはいけないこと」のはずである。しかし、現在「職場いじめ」を直接規制する法律はなく、損害賠償請求や労働法規に照らしての判例などで間接的に規制するしかないのが現状であると説明された後、いくつかの判例を紹介された。その中で、裁判所は、事件の発端、過程を細かく調べるので、証拠が非常に重要であり、それはアカハラにおいても当てはまる。万が一、アカハラで訴訟となった場合は、現時点では、裁判官の多数は、研究・教育の現場を理解しておらず、「自己責任でもっと早くから対応すべき」という立場を取っているため、証拠をしっかりと固めておくことは何もまして重要であるとのことであった。また、大学での権力濫用の面で、「単位認定には裁判所は関与できないが、卒業認定は社会に対するものなので裁判所が適否を判断可能である」とか、「当該年度途中で、担当講義を剥奪するのは違法だが、年度が始まる前に担当させないことを決めるのは違法ではない」との判断が出ているとの説明もあった。

金沢大学でも、ハラスメント防止委員会を設置し、各部局に相談員をおいて、各種ハラスメントへの対応を本格的に始めているが、アカハラについての認知度はまだ低いレベルにとどまっている。これからも、上記委員会を中心としたアカハラが起きない研究・教育環境を目指しての全学的な取り組みを見守っていききたい。

最後に、関連 URL を紹介する。

若林 実氏(第二東京弁護士会 Web ページから)

<http://www.niben.or.jp/bengyo/kaijoh/page/k1585.asp?C=1585>

NPO アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク(NAAH)

<http://www.naah.jp/index.html>

(NAAH 策定アカデミック・ハラスメント防止対策ガイドライン(2004年)などがダウンロード可)

(文責 教育支援システム研究部門 堀井)